

I. 目的及び方法

1. 調査の趣旨・目的

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であり、その実現のため、「障害者基本法」や「障害者基本計画」に基づき、障害者の社会への参加・参画に向けた総合的施策が推進されている。その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組みを含め、重要な役割を果たすことが求められている。

ノーマライゼーションの進展のもと、平成16(2004)年6月に「障害者基本法」の一部が改正され、第14条、第3項に「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」ことが規定され、そして、「障害のある児童生徒とその保護者の意志及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることができる環境整備を行うこと」の付帯決議(法律案に対する付帯決議5)がなされ、障害のある児童生徒が、共に育ち学ぶ教育について提言している。

これは、特殊教育と通常教育の中で従来から行ってきた、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との“交流教育”の一層の推進と、その継続・発展としての“交流及び共同学習”を通して、相互理解の推進を、障害者施策及び教育面から規定したものである。

交流教育への取組みは以前から行われてきており、昭和45(1970)年に教育課程審議会から“障害の理解と、活動を共にする機会を積極的に設けるようにする”いわゆる交流教育について提言され、翌昭和46(1971)年の盲・聾・養護学校学習指導要領の特別活動の項目に交流教育が示されている。昭和54(1979)年の養護学校教育の義務制実施に伴って、小・中学校に対して“適切な交流活動が展開されるよう”文部事務次官通達が出され、平成10(1998)年の小学校学習指導要領に“小・中学校等からの連携や交流の機会を設けること”が示され、それまではどちらかという盲・聾・養護学校側からの働きかけが主であった学校間の交流に対して、小・中学校側からの交流に対する積極的働きかけが行われるようになっていった。

交流教育は、障害のある子どもたちにとって、“いろいろな経験を広めて、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており”、小・中学校の子どもたちや地域社会の人々にとっては、“多くの人々が、人間の可能性や互いの共通性を再認識する機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤作り”として推進されてきた。

これから、特別支援教育を推進するに当たっても、これまで特殊教育において行われてきた“いわゆる交流教育”を継続・発展させることが、交流及び共同学習の積極的推進と教育活動の展開に繋がっていくものであろう。

そこで、この交流教育の状況について調査研究することが、特別支援教育における交流及び共同学習を進めるうえで必要である。交流教育は、従来から盲・聾・養護学校や特殊学級を中心に行われてきている。

交流教育を実施している全ての学校について、調査を実施するのが望ましいが、現状把握ということで、まず、都道府県から障害種別に各1校ずつの推薦を受けた学校への、質問紙によるアンケート調査という形を取ることにした。盲・聾・養護学校における交流教育の実態として、いわゆる学校間交流の現状及び居住地校交流の状況や課題等について調査を行うとともに、特殊学級・通級指導教室では、いわゆる交流学習の状況や課題等について調査し、今後各学校で、交流及び共同学習を推進する資料としたい。

(千田 耕基)

2. 方法

(1) 調査対象

調査の範囲は、全国の盲・聾・養護学校(知的障害、肢体不自由、病弱)と、小・中学校の特殊学級(弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害及び情緒障害)設置校とした。このうち、各都道府県及び政令指定都市教育委員会に、調査に協力いただける盲・聾・養護学校5校と、特殊学級設置校7校について推薦を依頼し、調査対象校とした。

(2) 手続き

①調査対象校決定の手続き

平成17年7月12日、全国の都道府県教育委員会(計47委員会)及び政令指定都市教育委員会(計14委員会)に、調査用紙例を添付して調査に協力いただける学校の推薦を依頼した。各教育委員会あての推薦依頼文には「貴教育委員会管下で交流教育に取り組んでいる盲・聾・養護学校及び特殊学級のうち、調査対象として推薦いただける学校及び学級の紹介をお願い申し上げます」と表記し、推薦校について特別な条件を設定しなかった。各委員会からの推薦の総数は761校で、内訳は盲・聾・養護学校251校、小学校280校、中学校230校であった(詳細を表1に示した)。これらを、そのまま調査対象校とした。

②調査対象校への調査の手続き

調査は全て質問紙法で、郵送による調査用紙の送付・回収によって実施した。調査用紙は、平成17年8月26日調査対象校宛に直接送付し、回答後は、同年9月16日を締め切り日として研究担当者に直接返送するよう依頼した。実際には、同年11月まで返送があり、それらについても集計・分析の対象とした。

表1 調査用紙の発送数の詳細

盲・聾・養護学校		特殊学級	小学校	中学校
盲学校	49	知的障害	56	55
聾学校	48	肢体不自由	43	35
知的障害養護学校	54	病弱・身体虚弱	39	32
肢体不自由養護学校	54	弱視	35	15
病弱養護学校	46	難聴	40	35
小計	251	言語障害	13	4
		情緒障害	54	54
		小計	280	230

(3) 調査項目

調査用紙は、盲・聾・養護学校用の5種類と小・中学校の特殊学級用の7種類を作成した。盲・聾・養護学校はA4用紙30ページ、特殊学級用はA4用紙6ページで、以下のような調査項目で構成された。

①盲・聾・養護学校用の調査項目の概要

- I. 学校全体に関する基本項目
 - ・児童生徒数、教員数や交流及び共同学習の位置づけ等の項目
 - II. 学校間交流について
 - ・学校間交流を実施している児童生徒数、学校間交流の実施内容・目的・成果・課題等
 - III. 学校間交流の実際
 - ・学校間交流を実施している児童生徒1人（以下Aさん）に関する実施内容・目的・成果・課題等
 - IV. 学校間交流をしていない場合
 - ・学校間交流を実施していない理由等
 - V. 居住地校交流について
 - ・居住地校交流を実施している児童生徒数、学校間交流の実施内容・目的・成果・課題等の実
 - VI. 居住地校交流際
 - ・居住地校交流を実施している児童生徒1人（以下Bさん）に関する実施内容・目的・成果・課題等
 - VII. 居住地校交流をしていない場合
 - ・居住地校交流を実施していない理由等
- （IIからVIIについては、小学部用と中学部用とがありそれぞれ回答を依頼した。）

②小・中学校の特殊学級用の調査項目の概要

- I. 学校全体に関する基本項目
 - ・児童生徒数、教員数や交流及び共同学習の位置づけ等の項目
- II. 特殊学級における交流及び共同学習について
 - ・交流及び共同学習を実施している児童生徒数、交流及び共同学習の実施内容・目的・成果・課題等
- III. 交流及び共同学習の実際
 - ・「交流及び共同学習」を実施している児童生徒1人（以下Aさん）に関する実施内容・目的・成果・課題等

なお、本調査研究では、交流及び共同学習の形態について以下のように定義することとした。

「学校間交流」とは、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒が、盲・聾・養護学校の近隣の学校の児童生徒と活動を共にすること。

「居住地校交流」とは、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒が居住している地域の小中学校に赴き、通常の学級の児童生徒と活動を共にすること。

(久保山茂樹)